

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第60号

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成16年大和市規則第105号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カードの利用については、この規則による廃止前の大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定（旧規則第2条第2項を除く。）は、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期限の日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第1条中「大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」とあるのは「大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例（平成27年大和市条例第20号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」と、旧規則第2条第3項中「住民基本台帳カード」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カード」と読み替えるものとする。

（旧規則の一部改正）

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次に掲げる」を「市長が別に定める自動交付機を利用して、印鑑登録証明書の交付を受ける」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項及び第5条中「第2条第1項各号に掲げる」を「第2条第1項の」に改める。